

長久手市立小中学校
保護者の皆様

緊急事態措置に伴う教育活動ガイドライン

長久手市教育委員会

保護者の皆様方には、長久手市内の小中学校の教育活動に対してご理解とご協力をいただくとともに、感染防止に向けてご配慮いただき、ありがとうございます。

さて、国は、8月25日、愛知県を対象に8月27日から9月12日までの期間、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底に向けて、緊急事態宣言を発令しました。こうした状況を鑑み、長久手市教育委員会としても、下記のとおり「緊急事態措置に伴う教育活動ガイドライン」を決定しました。新型コロナウイルス感染防止に向け、ご理解とご協力をよろしく願います。

下線部分が今回の加除修正です。

記

1 一斉休校について

国や県からの指示にしたがい、一斉休校は行いません。

2学期からの教育活動については、警戒度を最大にし、感染防止対策をさらに徹底した上で学校教育活動を継続していきます。

2 感染防止対策について

令和3年8月6日付けの「まん延防止等重点措置に伴う県立学校の対応について」から、令和3年8月26日付けの「緊急事態措置に伴う県立学校の対応について」に記載した対策を徹底し、感染防止対策に努めます。

(1) 学習活動について

感染防止対策を適切に実施して活動します。ただし、感染防止対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は、行いません。

(2) 給食について

ア 引き続き給食時間前の手洗いを入念に行います。

イ 給食中は、飛沫を飛ばさないように机を一方向の向きにし、会話は控えます。また、食後は、マスクの着用を徹底します。

(3) 清掃について

ア 通常の清掃を行います。清掃後には手洗いを入念に行います。

イ 児童生徒が多く触れる場所を中心に、消毒を実施します。

(4) 学校行事について

感染症予防の3つの条件（①密閉 ②密接 ③密集）が重ならないように工夫します。場合によっては、縮小したり、延期したり、実施を見合わせたりすることもあります。

(5) 部活動について

ア 部活動を実施する場合は、校内の活動のみとします。ただし、活動については平日4日以内とし、活動は90分以内とします。休日及び短縮授業中は実施しません。

イ 練習試合を含めて、対外試合は実施しません。

(6) 児童生徒の健康状態の把握等について

ア ご家庭でも検温、健康状態の確認をし、発熱やかぜ等の症状がある場合は、登校させないでください。

イ 同居のご家族に発熱やかぜ等の症状がある場合も、登校を控えさせてください。

ウ 同居のご家族が濃厚接触者になった場合、検査で陰性が判明するまでは、登校させないでください。

エ 児童生徒に発熱等のかぜ症状があり、すぐに治まった場合（夜に発熱し、翌朝解熱）でも、念のため1日程度、登校を控え受診してください。

オ 本人及び同居のご家族がかぜ等の症状によりPCR検査等を受ける場合、検査結果が判明した場合は、学校に連絡をお願いします。

3 その他

(1) 修学旅行等の校外行事は、中止又は延期します。

(2) ご家庭におきましても、家族を含めた毎日の健康観察を実施し、検温、手洗い、うがいの励行、休日を含めて生徒同士のカラオケや会食を自粛すること、不要不急の外出を控えるなどして、新型コロナウイルス感染防止に向けてご協力をお願いします。

(3) 今後、地域の感染レベルに変更があり、教育活動に大きな影響が生じるようになった場合は、再度ガイドラインを配付します。

〔連絡先：長久手市教育委員会 教育総務課 指導室 Tel 0561-56-0626〕